

マンションやビルなどの貯水槽水道設置者の皆さんへ

貯水槽水道の適切な管理と 定期的な自主検査を！

マンションやビルなどの高層建物の多くは、水道水をいったん受水槽にためて、各家庭などに給水しています。この受水槽から蛇口までの水道施設を「貯水槽水道」といい、設置者が責任をもって管理することになっています。

設置者の皆さんは、次のポイントに注意しながら、適切な管理と定期的な自主検査を行ってください。

詳しくは、水道課（☎47-8693）へ。

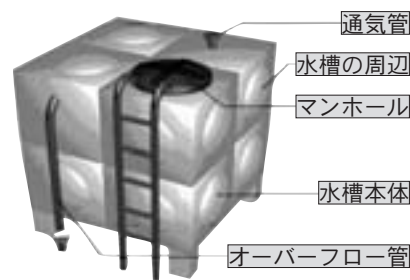
◆管理・自主検査のポイント◆

- ▷受水槽の掃除は、1年に1回は行ってください
- ▷水質状態（色、濁り、におい、味）は、1週間に1回は確認し、水質検査は、1年に1回は受けてください

◆点検のポイント◆

- ▷水槽の周辺はきれいか
- ▷水槽に穴や亀裂などがないか
- ▷水槽内にサビがないか
- ▷通気管やオーバーフロー管に

- 防虫網がついているか
- ▷マンホールにカギがついているか
- ▷マンホールが壊れていたり、ガタツキがあったりしないか



水道に関するお知らせ

◆有効期間を経過する水道メーターを交換

市は、計量法に基づいて、毎年8年の有効期間を経過する水道メーターの交換を行っています。

6月下旬から10月下旬にかけて、市が委託した指定工事業者が、該当するご家庭へ伺って交換作業を行いますので、ご協力をお願いします（費用は不要）。

◆上・下水道の使用開始・中止の申し込みはお早めに

引越しなどで上・下水道の使用を開始または中止するときは、申し込みが必要です。日程が決まり次第、早めに水道課（☎71-8848、平日の午前8時30分から午後6時まで）へ連絡してください。

また、使用開始・中止する3日前から1か月前までであれば、インターネットによる申し込みも可能です。市ホームページの「水道等開始・中止申込専用ページ」からお申し込みください。



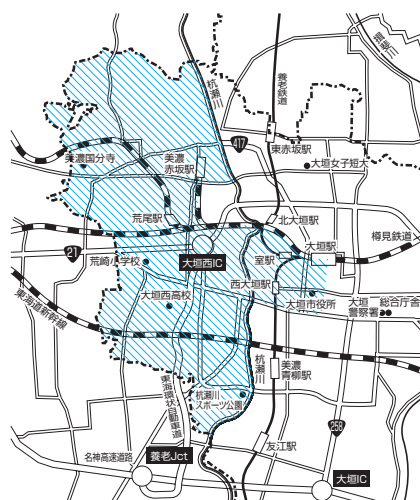
詳しくは、水道課（☎71-8848）へ。スマートフォン用 携帯電話用 申込専用ページ運営：大垣市水道料金等業務受託者 ヴェオリア・ジェネッツ㈱

水道管漏水調査を行います

市は、道路に埋設された水道管の漏水調査を行います。調査員は、市が委託した専門業者で、腕章と市が発行した身分証明書を携帯しています。

大切な水を無駄にしないために、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

- *調査区域／右図のとおり
- *調査期間／6月上旬～10月下旬（夜間調査の場合もあり）
- *問合せ／水道課（☎47-8692）へ



快適な暮らしを支える下水道

下水道は正しく使いましょう！

下水道は衛生的で快適な生活を送るための公共施設です。そのため、下水道には何を流してもいいというわけではありません。

水に溶けにくい紙おむつ・ティッシュ・生理用品などや、台所から出る残飯・天ぷら油などを流すと、排水管の詰まりの原因となるだけでなく、下水処理場の機能が低下し、下水の浄化にかかる時間や費用が増加します。



一人ひとりがルールを守り、大切な公共の財産である下水道を正しく使いましょう。

下水道への切り替えはお早めに

市は、清潔で住みよい街にするため、下水道整備を進めています。お住まいの地域で、下水道が利用できるようになりましたら、お早めに切り替えていただきますようお願いいたします。



工事費用の見積りや施工は、市下水道排水設備指定工事店にご依頼ください。指定工事店の一覧は、市HPでご覧いただけます。

【問合せ】下水道課（☎47-8714）へ

案内

経営所得安定対策の 交付申請を受付

市は、農林水産省が行う経営所得安定対策交付金の申請を、次のとおり受け付けています。



販売を目的として、水田で作物を作付ける場合、経営所得安定対策の交付金を受けることができます。

平成28年産の営農計画書を提出した人には、農協や農事改良組合を通じて申請書の配布を行いました。それ以外で申請を希望される人は、6月30日までに、農林課または上石津・墨俣の各地域事務所の産業建設課で申請してください。

申請方法など詳しくは、農林課（☎47-8628）へ。

6月5日から11日は 危険物安全週間

6月5日から11日までは、危険物安全週間です。今年度の推進標語は「危険物決める無事故のストライク」です。火災発生の危険性が高いガソリンや灯油、軽油などの危険物の取り扱いには十分注意しましょう。

詳しくは、大垣消防組合予防課（☎87-1512）へ。

自動車事故被害者や その家庭をサポート

独立行政法人自動車事故対策機構は、一家の柱となる保護者が交通事故により死亡または重度後遺障がいを負った場合に、中学3年生までの子ども1人につき月額2万円の育成資金の無利子貸付を行っています。

また、後遺障がいにより、日常生活において、常時または随時介護が必要となった人に対し、介護料の支給なども行っています。

対象要件や制度については詳しくは、同機構岐阜支所（☎058-263-5128）へ。

労働保険年度更新の 手続きはお早めに

労災保険と雇用保険の申告・納付期間は、6月1日から7月11日までです。



岐阜労働局や各労働基準監督署では、6月1日から申告書の受け付けを行っています。申請期限直前は、窓口の混雑が予想されますので、お早めに申告ください。

手続きはパソコンから行うこともできますので、インターネットで電子政府の総合窓口「イーカブ」をご覧ください。

詳しくは、岐阜労働局（☎058-245-8115）へ。